

確定拠出年金に関する数理実務基準
確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス

最終改定 2024年 3月26日

公益社団法人 日本年金数理人会

公益社団法人日本年金数理人会は、他制度掛金相当額を考慮した確定拠出年金の運営における年金数理業務の重要性に鑑み、会員が、専門的職能人としての技術及び注意をもって、確定拠出年金の他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務及び法令に定める確認業務を適切に遂行するために、「確定拠出年金に関する数理実務基準」および「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」を制定する。

確定拠出年金に関する数理実務基準

制定 2021年12月20日

改定 2022年10月24日

公益社団法人 日本年金数理人会

本実務基準は、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあっては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべきと解釈されることとされている、確定拠出年金にかかる次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）の会員が遵守すべきものである。

- ・確定給付企業年金の加入者に関する確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務
- ・他制度掛金相当額の算定にかかる確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び記名

本実務基準が前提とする確定給付企業年金法及び確定拠出年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。

- ◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）
- ◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）
- ◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：令和4年1月21日厚生労働省令第13号）
- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）
- ◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和4年1月21日年発0121第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）
- ◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：令和4年1月21日年企発0121第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）
- ◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）
- ◇確定拠出年金法（平成13年6月29日法律第88号、最終改正：令和2年6月5日法律第40号）
- ◇確定拠出年金法施行令（平成13年7月23日政令第248号、最終改正：令和3年9月1日政令第244号）
- ◇確定拠出年金法施行規則（平成13年7月23日厚生労働省令第175号、最終改正：令和4年1月21日厚生労働省令第13号）

- ◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）
- ◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第5号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）
- ◇確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（令和3年9月27日年企発第0927第3号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）

確定給付企業年金法令等が改正され、当該改正を織り込むための本実務基準の改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本実務基準への影響を考慮すべきである。

1. 目的

本実務基準の目的は、会員が遵守すべき実務基準を設けることによって、本専門業務によって提供される情報を、その利用者が信頼しうるものとなることを目指すことである。

そのため、本実務基準は、事業主等、その他の関係者が参照できるように、一般に公開する。

2. 行動規範との関係

本実務基準は、会員が本専門業務を行う場合において、本会が定める行動規範で会員が適切な実務基準に従って業務を遂行しなければならないとされている実務基準に該当する。

3. 優先順位

確定給付企業年金法令等と本実務基準が矛盾する場合は、確定給付企業年金法令等が優先する。また、その他の法令通知と本実務基準が矛盾する場合も、その他の法令通知が優先する。

（注）例えば、確定給付企業年金法令等に改正があり、当該改正を織り込むための本実務基準の改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正の内容が優先する。

4. 専門能力

会員は、本専門業務を依頼されたときは、自己の能力及び経験その他に照らして、それを引き受ける専門能力を有していると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。

この専門能力には、最新の確定給付企業年金法令等、それに関連するその他の法令、通知、並びに、本会が公表する「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の理解が含まれる。

5. 責任の所在

適正な年金数理に基づいて、確定給付企業年金の加入者に関する確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定を行うことの最終的な責任は事業主等にあると解釈されることとされているが、本専門業務を行うにあたり、本専門業務を行う責任は会員にある。

6. 関連資料の入手

会員は、必要に応じて関連する資料（例えば、対象となる確定給付企業年金規約、確定給付企業年金規約で引用する諸規程が含まれる。また、制度変更を考慮する場合は、当該制度変更を確認するための資料が含まれる。）を原則として事業主等から入手する。その内容について疑問がある場合には、原則として事業主等に確認する。

（注）例えば、会員が所属する法人等が管理する資料を本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該資料を管理する法人等を事業主等を含める。

7. 個人データの入手

会員は、本専門業務において用いる個人データを、原則として事業主等から入手する。

会員は、個人データによっては、本専門業務によって得られる情報の信頼度が著しく低下する恐れがあることを踏まえ、必要となる個人データの内容について事業主等に分かりやすく説明する。

会員は、入手した個人データについて疑問がある場合には、原則として事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。

個人データの信頼性に重大な疑問がある場合には、報告書にその旨を記載する。

本専門業務で使用した個人データは、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。

（注）例えば、会員が所属する法人等が管理する個人データを基にして作成した個人データを本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該個人データを管理する法人等を事業主等を含める。

8. 基礎率の確定

会員は、本専門業務において確定給付企業年金の標準掛金の計算に用いていない基礎率を用いる場合、必要に応じて「9. 基礎率に関する助言」に掲げる助言を行ったうえで、本専門業務において用いる基礎率を確定することを事業主等に求める。事業主等が確定した基礎率について疑問がある場合には事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。

事業主等が確定した基礎率が、適正な年金数理に基づいていないと判断される場合には、会員は、事業主等に対し注意を喚起し、報告書にその旨を記載する。

本専門業務で使用した基礎率は、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。

（注）基礎率には、確定給付企業年金の標準掛金の計算に用いた基礎率の他に、確定給付企業年金の標準掛金の計算に用いていない基礎率（例、加入年齢方式における加入時給与）も含まれる。

9. 基礎率に関する助言

会員は、本専門業務において用いる基礎率のうち、確定給付企業年金の標準掛金の計算に用いていない基礎率を事業主等が確定することに資するために、必要に応じて次を行う。

- ① 当該基礎率の特性及び、その変動による他制度掛金相当額への影響について助言する。
- ② 適正な年金数理に基づく判断される当該基礎率、及びその設定方法を提示する。会員が提示すべき当該基礎率の設定方法は、合理的な理由がある場合を除き、継続して用いる。過去に採用された方法が適正であるかどうかは環境の変化によって変化する可能性があるため、会員は、本専門業務に関連する環境の変化の把握、及び、最新の研究成果や調査報告等の情報の取得に努める。

10. 近似、省略など

会員は、近似、省略などに基づく算定を行う場合には、その妥当性を考慮する。

近似、省略などに関して重要な事項がある場合には、会員は、その内容を報告書に記載する。

事業主等が、近似、省略などに基づく算定を行う場合には、会員は、依頼に応じて、その方法の特性について助言する。

11. 報告

①事業主等が行う確定給付企業年金の加入者に関する確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務

会員は、本専門業務によって得られた情報を、計算基準日、及び、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するものとともに、報告書に記載して報告する。必要がある場合は自己の名前及び定款第5条第1項に定める区分を記載する。その際、対象とした確定給付企業年金、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するもの、及び、その他の重要な事項のうち、事業主等からの依頼に基づくものについて、必要に応じてその旨を記載する。

これらの事業主等からの依頼の内容に基づくことにより、本専門業務によって適正な年金数理に基づく情報が得られないおそれがあると判断される場合には、会員は、報告書にその旨を記載する。

「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」において本会が適正な年金数理に基づいていると考えるとされている取扱いから逸脱する取扱いを採用する場合には、その事実及び根拠を報告書に記載する。

②本専門業務のうち、他制度掛金相当額の算定にかかる確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び記名

会員（確定給付企業年金法施行規則第116条の2第2項に定める「年金数理人名簿」に搭載されている者に限る。）は、確定給付企業年金法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」（以下、「厚生労働大臣に提出する書類」という。）が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認した場合、その旨を記載し、記名した確認書により報告する。

会員は、適正な年金数理に基づいていると判断されない場合には、厚生労働大臣に提出する書類に、適正な年金数理に基づいていると判断されない箇所を明記することなくして、記名してはならない。

以上

確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス

| | |
|----|-------------|
| 制定 | 2021年12月20日 |
| 改定 | 2022年10月24日 |
| 改定 | 2024年 3月26日 |

公益社団法人 日本年金数理人会

本ガイダンスは、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあっては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべきと解釈されることとされている、確定拠出年金にかかる次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料である。

- ・ 確定給付企業年金の加入者に関する確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務
- ・ 他制度掛金相当額の算定にかかる確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び記名

公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）は、確定給付企業年金法、及び、確定拠出年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）、並びに、本ガイダンスに則って、合理的な判断に基づいて本専門業務を行って得られる情報は、確定給付企業年金における適正な年金数理に基づいていると考える。

本ガイダンスの理解は、「確定拠出年金に関する数理実務基準」において、本会の会員が、本専門業務を行うにあたって有すべき専門能力に含まれるとされている。

本ガイダンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。

- ◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）
- ◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）
- ◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：令和4年1月21日厚生労働省令第13号）
- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）
- ◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和4年1月21日年発0121第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）
- ◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：令和4年1月21日年企発0121第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）

- ◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)
- ◇確定拠出年金法（平成13年6月29日法律第88号、最終改正：令和2年6月5日法律第40号）
- ◇確定拠出年金法施行令（平成13年7月23日政令第248号、最終改正：令和3年9月1日政令第244号）
- ◇確定拠出年金法施行規則（平成13年7月23日厚生労働省令第175号、最終改正：令和4年1月21日厚生労働省令第13号）
- ◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）
- ◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第5号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）
- ◇確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（令和3年9月27日年企発第0927第3号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）

確定給付企業年金法令等が改正され、当該改正を織り込むための本ガイダンスの改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本ガイダンスへの影響を考慮すべきである。

目次

| | | |
|----------------------------------|-------|----|
| 〔用語の略称等〕 | | 9 |
| 第 1 節 他制度掛金相当額の算定方法 | | 10 |
| 第 2 節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い | | 17 |

[用語の略称等]

確定給付企業年金法令等に定められた用語の略称はそのまま使用する。

その他の用語は、以下のとおりとする。

- ・ DB法
確定給付企業年金法をいう。
- ・ DB令
確定給付企業年金法施行令をいう。
- ・ DB規則
確定給付企業年金法施行規則をいう。
- ・ DC法
確定拠出年金法をいう。
- ・ 算定省令
確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令をいう。
- ・ 算定通知
通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」をいう。
- ・ 税改政令
「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号）」をいう。
- ・ 税改省令
「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号）」をいう。
- ・ 簡易な基準
DB規則第52条に規定する簡易な基準をいう。
- ・ 給付区分
通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」第2（25）に規定する給付区分をいう。

第1節 他制度掛金相当額の算定方法

他制度掛金相当額は算定省令及び算定通知に基づいて算定することとされているが、詳細な取扱いにあたり、それらに加えて参考となる例示等を以下に記載する。

1. 加入年齢方式を採用しているが、異なる基礎率等を設定している加入者の集団で加重平均して一つの標準掛金を設定している場合の取扱い

- 同一の基礎率等を設定している集団ごとで他制度掛金相当額を算定し、標準掛金算定時と同様の比率で加重平均することで全体の他制度掛金相当額とすることが考えられる。なお、標準掛金算定時に給与現価の比率で加重平均している場合は、人数現価の比率で加重平均することが考えられる。

- 千円単位への端数処理は全体の他制度掛金相当額を算定するときのみとし、計算過程においては千円単位への端数処理は行わないことが合理的と考えられる。

[男女別に基礎率を設定しており、標準掛金算定時には給与現価の比率で加重平均している場合の例示]

(数値例)

| | |
|--------------------------|--------------|
| 男子の標準的な加入者1人当たりの通常予測給付現価 | : 8,640,000 |
| 男子の標準的な加入者1人当たりの給与現価 | : 54,000,000 |
| 男子の標準的な加入者1人当たりの人数現価 | : 400 |
| 男子の標準的な加入者数の見込み | : 15 |
| 女子の標準的な加入者1人当たりの通常予測給付現価 | : 6,408,000 |
| 女子の標準的な加入者1人当たりの給与現価 | : 48,000,000 |
| 女子の標準的な加入者1人当たりの人数現価 | : 360 |
| 女子の標準的な加入者数の見込み | : 10 |

男子の標準掛金率: $8,640,000 \div 54,000,000 = 16.000\%$

女子の標準掛金率: $6,408,000 \div 48,000,000 = 13.350\%$

全体の標準掛金率:

$(16.000\% \times 54,000,000 \times 15 + 13.350\% \times 48,000,000 \times 10)$

$\div (54,000,000 \times 15 + 48,000,000 \times 10) = 15.014\%$

男子の他制度掛金相当額: $8,640,000 \div 400 = 21,600$

女子の他制度掛金相当額: $6,408,000 \div 360 = 17,800$

全体の他制度掛金相当額:

$(21,600 \times 400 \times 15 + 17,800 \times 360 \times 10)$

$\div (400 \times 15 + 360 \times 10) = 20,175$

→千円単位への端数処理はここで行う。

2. 加入時給与の設定方法

- 確定給付企業年金における財政方式に応じて、以下の通り設定することが合理的と考えられる。なお、以下で選択した設定方法は原則

本節は、簡易な基準に基づく確定給付企業年金に関する記載及び算定省令第4条に関する記載を除き、算定省令第3条に基づく方法で他制度掛金相当額を算定する場合についての内容を記載している。

例えば、

- 男女別で異なる基礎率を設定しているが、一つの標準掛金としている場合
- 職種ごとに異なる基礎率を設定しているが、一つの標準掛金としている場合
- 職種ごとに支給率が異なるが、一つの標準掛金としている場合

が考えられる。

加重平均に使用する人数現価については、加入者の規模の比率を考慮することに留意する必要があると考えられる。

例示の場合、標準的な加入者の見込み人数を加味した上で、標準的な加入者の通常予測給付現価／標準的な加入者の給与現価で標準掛金率を算定し、標準的な加入者の通常予測給付現価／標準的な加入者の人数現価で他制度掛金相当額を算定していることと同義である。

例えば、「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス 第2節 3.

第1節 他制度掛金相当額の算定方法

| | |
|---|---|
| <p>として継続的に使用するものとし、合理的な理由がある場合には設定方法を変更することができることとされている。(算定通知のQ&A番号4)</p> <p>(1) 加入年齢方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金の標準掛金設定において予定新規加入者給与総額を設定している場合には、当該設定方法と同様の設定方法により算定。 ・確定給付企業年金の標準掛金設定において予定新規加入者給与総額を設定していない場合には、他制度掛金相当額の算定を目的として、加入時給与を設定。 <p>(2) 開放基金方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準掛金設定時に設定した予定新規加入者給与総額と同様の設定方法により算定。 <p>(3) 閉鎖型総合保険料方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他制度掛金相当額の算定にあたって加入時給与の設定は不要。 <p>3. 閉鎖型総合保険料方式を財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法</p> <p>(1) 算定省令第3条に基づく算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来分の通常予測給付現価の算定方法は、通常予測給付現価から過去分の通常予測給付現価を控除して算定する方法と、将来分の通常予測給付現価を直接算定する方法が考えられる。 <p>① 通常予測給付現価から過去分の通常予測給付現価を控除して算定する方法</p> <p>[定額制(D B 令第24条第1項第1号)の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去分の給付額は、「加入者期間に応じて定めた額」に「規約で定める数値」を乗じて得た額であるものとし、過去分の通常予測給付現価は、当該給付額の通常予測に基づく予想額の現価であるものとして算定することが考えられる。なお、「加入者期間に応じて定めた額」は計算基準日までの加入者期間に基づくものとし、給付額算定基礎は資格喪失時点のものを適用することが考えられる。 <p>[最終給与比例制(D B 令第24条第1項第2号)の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去分の給付額は、「計算基準日時点の給与」に「加入者期間に応じて定めた率」及び「規約で定める数値」を乗じて得た額であるものとし、過去分の通常予測給付現価は、当該給付額の通常予測に基づく予想額の現価であるものとして算定することが考えられる。なお、「加入者期間に応じて定めた率」は計算基準日までの加入者期間に基づくものとし、給付額算定基礎は資格喪失時点のものを適用することが考えられる。 <p>[累積給与比例制(累積ポイントによるものを含む)及び平均給与比例制(D B 令第24条第1項第2号)の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去分の給付額は、「計算基準日時点の累積給与(累積ポイント)も | <p>財政方式の見直し」に記載されるような場合は合理的であると判断されると考えられる。</p> <p>具体的には、「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス 第1節 基礎率(6) 新規加入者の見込み」を参照し、設定することが考えられる。</p> |
|---|---|

第1節 他制度掛金相当額の算定方法

しくは平均給与」に「加入者期間に応じて定めた率」及び「規約で定める数値」を乗じた額であるものとし、過去分の通常予測給付現価は、当該給付額の通常予測に基づく予想額の現価であるものとして算定することが考えられる。なお、「加入者期間に応じて定めた率」は計算基準日までの加入者期間に基づくものとし、給付額算定基礎は資格喪失時点のものを適用することが考えられる。

[キャッシュ・バランス・プラン(D B令第24条第1項第3号)の例示]

- ・過去分の給付額は、「計算基準日時点の累計額」を「規約で定める数値」で除して得た額であるものとし、過去分の通常予測給付現価は、当該給付額の通常予測に基づく予想額の現価であるものとして算定することが考えられる。なお、累計額は資格喪失までの加入者期間について再評価を行うものとし、給付額算定基礎は資格喪失時点のものを適用することが考えられる。

② 将来分の通常予測給付現価を直接算定する方法

- ・開放基金方式における将来分の通常予測給付現価の算定方法と同様の算定方法とすることが考えられる。

[例示]

- ・財政計算の基準日において制度に加入し、基準日以前の加入者期間を算入しなかった場合の通常予測給付現価とすることが考えられる。

(2) 算定省令第4条に基づく算定方法

- ・閉鎖型総合保険料方式の場合、算定省令第3条に基づいて算定する場合との整合性を考慮する観点から、標準掛金額を将来の給付分に相当する掛金に変換することが望ましいと考えられる。

[例示]

- ・「直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を当該財政計算の計算基準日における加入者数で除した額を月額換算した額」に、以下のAをBで除した割合(直近の財政再計算時点のもの)を乗じ、千円単位となるように四捨五入した額として他制度掛金相当額を算定。

A 現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価

B 通常予測給付現価から数理上資産額を控除した額

4. 対象となる確定給付企業年金において、加入者が標準掛金の一部を負担している場合の取扱い

- ・標準掛金の一部を負担している加入者について、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないようにするための合理的な方法としては、以下が考えられる。

[例示]

① 給付区分単位で加入者が標準掛金の全部を負担する場合

加入者が標準掛金を負担している給付区分に係る他制度掛金相当額はゼロ円とする

- ・年金又は一時金の受給資格の有無や給付カーブ等に照らして過小な額とならないよう留意する必要があると考えられる。

- ・閉鎖型総合保険料方式の場合、積立水準が高い場合には標準掛金が小さくなるなど、標準掛金は積立状況を反映して算定されているため、そのまま使用することは合理的ではない場合があることに留意する必要があると考えられる。

第1節 他制度掛金相当額の算定方法

| | |
|--|--|
| <p>② 給付区分単位で加入者が標準掛金の一部を負担する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての加入者が標準掛金を負担しているものとして以下の通り計算する方法が考えられる。 (ア)算定省令第3条の方法で計算した他制度掛金相当額に（事業主掛金率/(事業主掛金率+加入者掛金率)）を乗じる方法。 (イ)算定省令第3条の方法で計算した他制度掛金相当額から、「各人の（加入者掛金率×給与）の合計額/加入者数」を控除する方法。 ・また、算定省令第4条の方法を採用する場合、「事業主掛金率×給与総額/加入者数」とする方法が考えられる。 <p>5. 対象となる確定給付企業年金において、標準掛金の拠出対象でない加入者がいる場合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金の拠出対象でない加入者がいる場合、他制度掛金相当額の算定における人数現価の算定にあたっては、当該加入者を算定対象に含めて算定する方法のほか、当該加入者を除いて算定した人数現価を合理的に補整する方法が考えられる。また、標準的な加入者に係る人数現価を算定する場合は、上記「掛金の拠出対象でない加入者がいる場合」を「掛金拠出のない期間が見込まれる場合」と、「当該加入者」を「当該期間」とそれぞれ読み替えて同様に取り扱うことが考えられる。 <p>[例示1] 休職等期間中の者であって掛金の拠出を中断する加入者がいる場合（標準掛金算定上、休職等期間中の者を算定対象から除いている場合）</p> <p>① 年齢群団別に人数現価が把握できる場合、休職等期間中の者を除いて算定した年齢群団別の現在加入者の人数現価に一定の率を乗じたものを、休職等期間中の者を含めた当該年齢群団の現在加入者の人数現価とする方法。 この方法は、休職等期間中の者がある年齢群団に偏って発生している場合に望ましい方法と考えられる。</p> <p>② 休職等期間中の者を除いて算定した現在加入者の人数現価に一定の率を乗じたものを、休職等期間中の者を含めた現在加入者の人数現価とする方法。 この方法は、休職等期間中の者の年齢にばらつきがある場合に望ましい方法と考えられる。</p> <p>[例示2] 一つの給付区分の中で、一定の年齢以降の加入者期間を給付の額の算定の基礎としていない場合（標準掛金算定上、一定の年齢未満の者のみを対象に、一定の年齢までの期間を算定期間としている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の年齢未満の期間までを対象に算定した人数現価に、一定の率を乗じたものを、一定の年齢以降の期間も含めた人数現価とする方法。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業主掛金率は標準掛金率のみを使用する。 ※標準掛金率のうち加入者掛金率が加入者期間等で異なるなど一定でない場合は、計算基礎率等を用いて一定となる控除額を算定する方法のほか、左記のような算定方法が考えられる。 ※ 算定省令附則第2条第1項の経過措置を適用する場合も同様。 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の率としては合理的と考えられるものを用いる。 (例) 休職等期間中の者を含めた当該年齢群団の加入者数/休職等期間中の者を除いた当該年齢群団の加入者数 ・一定の率としては合理的と考えられるものを用いる。 (例) 休職等期間中の者を含めた現在加入者数/休職等期間中の者を除いた現在加入者数 ・一定の率としては、平均脱退率や一定の年齢以降の予定脱退率などを考慮して、合理的と考えられるものを用いる。 |
|--|--|

第1節 他制度掛金相当額の算定方法

| | |
|--|--|
| <p>6. 対象となる確定給付企業年金における給付区分・標準掛金と、他制度掛金相当額の対応関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> 他制度掛金相当額は、給付区分ごとに設定する。 なお、以下のように同一の給付設計であっても、グループ区分に基づく給付区分の設定の仕方が異なれば他制度掛金相当額の設定の仕方も異なることに留意が必要である。 <p>〔例示1〕 実施事業所ごとに1,000円の元利合計給付もしくは2,000円の元利合計給付を行う複数事業主による確定給付企業年金の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 給付区分が分かれており、給付区分ごとに標準掛金額を1,000円もしくは2,000円と設定している場合は、他制度掛金相当額も給付区分に応じてそれぞれ設定する 一つの給付区分において、標準給与を1,000円もしくは2,000円とし標準掛金額を当該給付区分全体で標準給与×100%としている場合は、他制度掛金相当額も当該給付区分全体で一つ設定する。 <p>〔例示2〕 一部の実施事業所が将来分の50%を企業型年金へ移行している確定給付企業年金の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 「将来分未移行事業所」と「将来分50%移行済事業所」で給付区分が分かれており、当該給付区分ごとに標準掛金を設定している場合は、他制度掛金相当額も当該給付区分ごとに設定する。 給付区分が一つの場合は、「将来分未移行事業所」と「将来分50%移行済事業所」に区分することなく、他制度掛金相当額は給付区分全体で一つ設定する。 <p>〔例示3〕 一定年齢以降の加入者に係る標準掛金を零としている確定給付企業年金の場合</p> | <p>(加入年齢方式の場合の例) 平均加入期間／当該一定の年齢を最終年齢とみなしたときの平均加入期間 ※標準掛金算定時に使用した予定脱退率を元に新規加入年齢における平均加入期間を算定する。 ※平均加入期間は確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス 付録1 (確定給付企業年金に関する様式マニュアル) を参照し算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職金等の労働条件が異なるなど、加入者の資格を区分(グループ区分)することに合理的な理由がある場合には、区分ごとに給付の額を差別化するなどの目的で、加入者の資格を区分することができる。 (通知「確定給付企業年金制度について」第1 1 (3)) 加入時給与は制度全体の平均給与等を用いることが考えられる。 ・算定省令第4条の方法による場合は、他制度掛金相当額は制度全体の平均給与×100%で算定することが考えられる。 昇給指数及び標準掛金率は制度全体で共通(例:100%ベースの給与に基づき算定)とし、標準給与のみ「将来分50%移行済事業所」は半分としているケースが想定される。 <p>標準掛金を零としている場合は、左記の他、確定拠出年金への移行日以降の将来加入者期間を通算しないケースや一定の加入者期間以降を給付の額の算定基礎としていない</p> |
|--|--|

第1節 他制度掛金相当額の算定方法

| | |
|--|--|
| <p>①「一定年齢以降の加入者」と「それ以外の加入者」で給付区分が分かれている場合は、「一定年齢以降の加入者」が該当する給付区分に係る他制度掛金相当額は零で、「それ以外の加入者」が該当する給付区分に係る他制度掛金相当額は零以外とする。</p> <p>②給付区分が分かれていない場合は、加入者全体で他制度掛金相当額を設定する。</p> <p>・複数の給付区分で共通の標準掛金を一つだけ設定している場合は、他制度掛金相当額も当該標準掛金と同一の算定単位で一つだけ算定し、それを当該複数区分に共通の他制度掛金相当額とすることが考えられる。</p> <p>7. 対象となる確定給付企業年金が簡易な基準に基づき掛金を算定している場合における固有の取扱い</p> <p>・到達年齢方式において、加入年齢ごとの標準掛金額が規約に規定されている場合は、当該標準掛金額（率）を加入年齢ごとの加入者数（基準給与合計）で加重して合計した額を標準掛金の総額として算出し、それを加入者数で除して算定省令第4条による他制度掛金相当額を算定することが考えられる。</p> <p>・標準掛金の一部に一時払積増方式で算定された部分が含まれる場合、当該部分も標準掛金として算定されていることを踏まえ、算定省令第4条による他制度掛金相当額の算定に含めることが考えられる。</p> <p>[例示]</p> <p>・給与比例制度の給付設計において、加入時の給与に応じた給付に対応する標準掛金を到達年齢方式、その後の昇給分に応じた給付に対応する標準掛金を一時払積増方式でそれぞれ算定している場合に、これらの標準掛金の合算額をもとに他制度掛金相当額を算定する。</p> <p>・DB規則第25条第1号に基づき、定額制度と給与比例制度を組み合わせ一つの給付区分としている制度で、当該給付区分に対して（定額制度部分と給与比例制度部分の合算として）一つの標準掛金が設定されている場合、当該標準掛金をもとに当該給付区分に対して一つの他制度掛金相当額を算定省令第4条により算定することが考えられる。</p> <p>・財政計算の計算基準日における加入者数が0人であり算定省令第4条に基づき他制度掛金相当額を算定できない場合は、当該給付区分について以下の方法を採用することが考えられる。</p> <p>① 算定省令第3条に準じて他制度掛金相当額を算定する。</p> | <p>ケース等が考えられる。</p> <p>・例えば、一定の年齢で定めた役職定年の前後や、定年延長を行ったケースでの旧定年到達前後で労働条件が異なるため、グループ区分を設け、給付区分を分けた場合が考えられる。</p> <p>・規約に規定されている標準掛金額が数理計算上計算したものと同一と見做せる場合であることに留意する。</p> <p>・各加入者の標準掛金額が規約に規定されている場合は、その合計額を標準掛金の総額とすること。</p> <p>・みなし加入年齢方式の場合も、加入年齢をみなし加入年齢と読み替え、同様に扱うことが考えられる。</p> <p>・一時払積増方式で算定された部分は各年度の昇給による変動が大きいと考えられるが、標準掛金の一部として給付水準の増加を反映したものであり他制度掛金相当額に反映させることが合理的と考えられる。</p> <p>・加入者数が減少し計算基準日時点で0人である場合や、新たに設定する給付区分において計算基準日時点で対象となる加入者がいない場合などが考えられる。</p> <p>・標準掛金算定に使用していない予定新規加入年齢や加入時給与等は「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス 第1節 基礎率</p> |
|--|--|

第1節 他制度掛金相当額の算定方法

| | |
|--|--|
| <p>② 算定省令第4条に基づいて計算するための「直近の財政計算の計算基準日」を「直近の財政計算の結果に基づく標準掛金の適用を開始する日」、「前回の財政計算の計算基準日」、「直近の事業年度末日」のいずれかに読み替えて、算定省令第4条に基づいて他制度掛金相当額を算定する。</p> <p>8. その他の事項</p> <p>・標準掛金設定時に負の掛金を採用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられる。</p> | <p>(6) 新規加入者の見込み」における新規加入者数のデータが0件の場合の設定方法を参照し、設定することが考えられる。</p> <p>・左記がいずれも加入者数が0人である場合には、個別の状況を踏まえて例えば「直近の財政計算の計算基準日より前で加入者が存在していた日のうち最も当該基準日に近い日」などの方法を採用することを検討することが考えられる。</p> |
|--|--|

第2節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い

企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱いについては、他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務および確認業務に含まれるものではないが、同業務に関連して作成または参照する確定給付企業年金の様式中の記載事項が追加されることを踏まえ、その必要性の理解の一助とするために、本節を設けることとした。
なお、その背景も含め全体像の把握に資するため通知の内容も含めて幅広く記載している。

1. 用語の定義

・本節においては、特に記載のある場合を除き、以下のとおりとする。

【経過措置】

・税改政令附則第2項に定める経過措置。

【経過措置の適用終了】

・税改政令附則第2項ただし書きに定める場合に該当すること。

【経過措置の適用終了要件】

・税改省令附則第2条第1項各号に定める要件。

【新制度】

・税改政令による改正後の拠出限度額。

【旧制度】

・税改政令による改正前の拠出限度額。

2. 経過措置の適用および終了

・税改政令施行日（令和6年12月1日）時点で、確定給付企業年金の実施事業主が企業型年金を実施している場合、経過措置を適用することが可能。

・経過措置の適用終了要件に該当した場合は、経過措置適用は終了する。

3. 経過措置の管理（限度額通知第3 2.）

・企業型年金規約は厚生年金適用事業所を実施事業所として実施するものであることを踏まえ、経過措置の適用は企業型年金規約ごとに実施事業所単位で管理すること。
・企業型年金および確定給付企業年金等の他制度を併用する実施事業所における経過措置の適用・終了について、原則的に、以下の考え

・確定給付企業年金の様式中の記載事項の参考とするものではあるが、確定拠出年金の取扱いに関する内容であるため、当ガイダンスに記載する。

・企業型年金拠出限度額を、月額5.5万円から他制度掛金相当額を控除した額とせず、従前の拠出限度額である月額2.75万円と読み替えるもの。
・従前の企業型年金の掛金拠出を経過的に可能とすることを目的としている。

・適用終了要件に該当しなければ、経過措置適用は継続する。
・確定給付企業年金が関係する経過措置終了要件は、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更（財政再計算を伴うもの）の他、税改政令施行日以降に確定給付企業年金等の他制度を実施・終了した場合がある。

・経過措置適用の継続・終了は企業型年金規約ごとに実施事業所単位で判定される。

第2節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い

| | |
|--|--|
| <p>方となること。</p> <p>①税改政令施行日以降、一部職種のみを対象として確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更（財政再計算を伴うもの）を行う場合、当該事業所の経過措置の適用が終了となる。</p> <p>②税改政令施行日以降、経過措置の適用終了要件に該当する変更がない場合、経過措置が引き続き適用される。</p> <p>③税改政令施行日以降、企業型年金および確定給付企業年金の新たな実施事業所として追加した場合、当該事業所は経過措置の適用を受けない（企業型年金および確定給付企業年金の新規実施）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型確定給付企業年金に限らず、実施事業所が複数の確定給付企業年金において、一部の実施事業所のみが確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更（財政再計算を伴うもの）を実施した場合、当該変更を実施する実施事業所以外の実施事業所は経過措置が継続して適用される。 ・企業型年金および確定給付企業年金の規約において、一定の資格の新設・変更に伴い、現在加入者ではない従業員を新たに加入者の範囲に加え、その追加された加入者に対して既存の事業主掛金・給付設計を適用する場合、既存の企業型年金規約の事業主掛金の変更または確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更にはあたらないため、経過措置は引き続き適用される。 ・経過措置が適用されている実施事業所の事業主が、企業型年金および確定給付企業年金の規約において、他の実施事業所を追加する場合、当該実施事業所に対して経過措置は適用されない。 <p>4. 実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一事業主のもとで実施事業所の統合・分割が行われる場合は、外形的に実施事業所の増加・減少を伴うことが想定される。このうち「実施事業所の増加」の場合は、当該実施事業所は「企業型年金および確定給付企業年金の実施」に該当することで経過措置を適用できない（新制度の適用となる）可能性があるが、以下の事項のいずれにも該当する場合は、基本的に、経過措置を適用可能。 <p>①増加する実施事業所の加入者に対して、引き続き従前と同じ規約を適用すること</p> <p>②経過措置の終了事由である企業型年金の事業主掛金の変更・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更（財政再計算を伴うもの）に該当しないこと</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の対象外の職種も経過措置の適用が終了となる。 ・同一事業主において、複数の実施事業所がある場合でも、他の実施事業所における規約変更等の影響を受けることはない。 ・企業型年金および確定給付企業年金の新たな実施事業所として追加した場合は、DC法第3条第3項第2号に規定する実施事業所が新たに確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所となること。 ・財政再計算は、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更を行わない給付区分も含めて制度全体で行う必要がある。 ・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更を行った事業所と事業主が同一か否かに関わらず経過措置が継続して適用される。 ・厚生年金保険の一括適用を受ける場合は、事業所の追加ではなく、当該一括適用事業所における加入者範囲の追加となるため、経過措置が適用される可能性がある。 ・経過措置は企業型年金規約ごとに事業所単位で管理するため、同一の実施事業所内で新制度と旧制度（経過措置適用）が混在することは不可。 |
|--|--|

第2節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い

| | |
|---|---|
| <p>③（実施事業所の統合の場合）実施事業所の統合に伴い、同一の実施事業所内において新制度の適用対象となるグループが存在しないこと</p> <p>5. 組織再編等に伴う経過措置の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な組織再編等には、会社法に規定される組織再編のほか、事業譲渡があるが、企業型年金および確定給付企業年金では、これに伴って「実施事業所の事業主の変更」、「実施事業所の統合・分割」、「加入者（又は実施事業所）の移転」のいずれかが行われることが想定される。 ・組織再編等に伴って実施事業所の統合・分割が行われる場合は、実施事業所の事業主の変更を伴っていたとしても、新旧の事業主を実質的に同一とみなすことにより、「4. 実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱い」と同様の取扱いが可能。 <p>6. 確定給付企業年金の統合・分割等に伴う経過措置の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置適用中の実施事業所が、確定給付企業年金の統合・分割等によって全部又は一部の加入者の権利義務を他の確定給付企業年金に移転させ、当該移転先の確定給付企業年金において実施事業所として新たに加わる場合において、移転加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を設定していることには当たらないことから、当該実施事業所に対して、経過措置の適用終了要件である「確定給付企業年金の開始」として扱わずに経過措置適用の継続を可能とする。 ・確定給付企業年金の統合・分割等において、新たに移転先の確定給付企業年金において実施事業所となる場合は、移転加入者に対して適用する給付設計が移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合についても、当該実施事業所に対して経過措置適用の継続を可能とする。 <p>7. 経過措置の適用終了要件に該当する「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更」の具体的な範囲</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・組織再編には「合併」「会社分割」「株式交換」「株式移転」等が該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金の統合・分割等は以下が該当する <ol style="list-style-type: none"> ①DB法第74条に基づく規約の統合 ②DB法第75条に基づく規約の分割 ③DB法第76条に基づく基金の合併 ④DB法第77条に基づく基金の分割 ⑤DB法第79条に基づく権利義務の移転 ⑥DB法第80条に基づく規約型から基金への移行 ⑦DB法第81条に基づく基金から規約型への移行 ・「軽微な変更の範囲」とは移転先規約に従前の給付設計を維持したまま移転させた上で（ステップ1）、移転後に実際に適用される給付設計に変更した（ステップ2）と仮定した場合において、ステップ2の給付設計変更に係る財政再計算の要否判断（積立状況や次回の財政再計算の時期などを考慮せずに、給付乗率など給付の算定方法に係る変更の影響や、昇給率などの計算基礎率への影響のみに基づいて仮想的に判断するもの）を行い、「不要」と判断される場合に限る。 ・「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更」と「当該変更に伴う財政再計算」の両方を |
|---|---|

第2節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い

| | |
|--|--|
| <p>・確定給付企業年金規約のうち以下の範囲が該当する（いずれも規約型の場合における条項を示したもの）</p> <p>①第3章 基準給与、仮想個人別勘定残高及び標準給与⇒第7条・第8条</p> <p>②第4章 給付</p> <p>第1節 通則⇒第10条～第20条</p> <p>第2節 老齢給付金⇒第21条～第25条</p> <p>第3節 脱退一時金⇒第26条～第30条</p> <p>第4節 障害給付金⇒第31条・第32条</p> <p>第5節 遺族給付金⇒第33条～第38条</p> <p>・例えば以下のような事項の変更は含まれないものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の資格の変更 ・加入者期間の変更 ・最低保全給付の算定方法の変更 ・確定給付企業年金規約の附則の変更 <p>「確定給付企業年金規約の附則の変更」とは、具体的には、過去分の給付水準の変更や、実施事業所の統合・分割において、統合・分割前の実施事業所における勤務期間やそれに相当する基準給与を手当てする経過措置を設ける場合等が考えられる。</p> <p>なお、附則において一部の加入者の給付設計を定め、当該加入者に対する標準掛金および他制度掛金相当額を算定している場合は、本則と同等に扱う必要があると考えられる。</p> <p>8. 経過措置の適用終了要件に該当する財政再計算について</p> <p>・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更により財政再計算を行うことは経過措置の適用終了要件に該当するが、この財政再計算には、DB法第58条第2項に基づくものとDB法第58条第1項に基づくもの（少なくとも5年ごとに行う掛金の再計算と同時にされるもの）のいずれもが含まれる。</p> <p>・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更を行う場合であっても、DB規則第50条第4号では、「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」は財政再計算を実施不要としており、この場合は経過措置適用の継続が可能となる。</p> | <p>満たすと経過措置の適用終了要件に該当するが、本項はこのうち前者について補足するものである。</p> <p>・給付減額の判定には、左記範囲の他に、通常予測給付現価又は最低積立基準額が変動する可能性が見込まれる事項の変更が含まれる。</p> <p>・給付減額の判定について従前からの取扱いが変更となるものではない。</p> <p>・経過措置の適用終了要件における「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更」には該当しないが、給付の額の減額判定が必要となる変更の例</p> <p>(例①) 給付額算定用加入者期間を変更する規約変更（例えば、「55歳までの加入者期間」を「60歳までの加入者期間」に変更）</p> <p>(例②) 最低保全給付の算定方法を変更する規約変更（例えば、「1号方法」を「2号方法」に変更）</p> <p>・「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更」と「当該変更に伴う財政再計算」の両方を満たすと経過措置の適用終了要件に該当するが、本項はこのうち後者について補足するものである。</p> <p>・DB法第58条第1項に定める少なくとも5年ごとに行う掛金の再計算のみを行う場合は、経過措置は引き続き適用される。</p> <p>・例えば、以下のような場合は財政再計算が実施不要と判断されることが考えられる。</p> <p>①簡易な基準において中途脱退時の給付の内容を変更したが、予定脱退率を用いていないため、標準掛金及び数理債務等並びに他制度掛金相当額に変更がない場合</p> <p>②定年延長に伴って、支給要件の支給開始年齢は変更せずに新定年等の年齢での支給開始を新たに選択可能とする変更を行ったが、年金財政への影響が軽微と判断される</p> |
|--|--|

第2節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い

| | |
|--|---|
| <p>・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更によって端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は、給付水準に一定程度の変動が生じると考えられることから、「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」には該当しないものとして取り扱う必要がある。</p> <p>・財政再計算の事由および要否に応じた経過措置適用の継続可否について整理すると、以下のとおりとなる。</p> <p>① 確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更を事由として財政再計算を行っている</p> <p>経過措置：終了</p> <p>② ①以外の事由で財政再計算を行っている</p> <p>経過措置：継続可能</p> <p>③ 財政再計算を行っていない</p> <p>経過措置：継続可能</p> | <p>場合</p> <p>(注) その後の財政再計算において、当該規約変更後の実態を踏まえて最終年齢を延長後の定年年齢に変更する場合は、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更による財政再計算には該当しない(基礎率の変更に該当する)</p> <p>・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更に関する基礎率等以外は、変更前後で統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>・精緻な計算を行うことなく判定することにより。(明らかに千円以上変動しないと考えられるケースは実際に規約変更後の他制度掛金相当額を算定して確認することは要しない。)</p> <p>・積立状況や次回の財政再計算の時期などを考慮せずに、給付乗率など給付の算定方法に係る変更の影響や、昇給率などの計算基礎率への影響のみに基づいて判定する。</p> <p>・変更内容に確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更とそれ以外の変更が含まれる場合は、前者による影響のみを考慮して判定する。</p> <p>・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更以外に給付水準の変化を伴う変更としては、例えば給付額算定用加入者期間の変更があげられる。</p> <p>・財政再計算実施要否の判断は、確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス第5節 財政計算 1. 財政再計算を行う場合 を参照すること。</p> |
|--|---|